

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<p>食料自給率の向上、農業・農村の6次産業化等を図るため、農業生物資源を活用して、バイオテクノロジーを活用した画期的な農作物等の開発、生物機能の高度利用、新たな生物産業の創出等に寄与できる新技術の開発等を行うための基礎的な調査及び研究を実施。</p> <p>前身は農林水産省の試験研究機関であり、農業者自らが主体となることが経済的、技術的に困難であり、長期的な視野での取組みが必要な基礎的研究を実施。</p>						
沿革	<p>農林水産省 農業生物資源研究所</p> <p>農林水産省 蚕糸・昆虫農業技術研究所</p> <p>平13.4 独立行政法人 農業生物資源研究所</p>						
中期目標期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）		5	5	5	5	[0]	(0)
常勤役員数		4	4	4	4		
非常勤役員数		1	1	1	1		
常勤職員数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）		371	370	361	354	[1]	(16)
うち間接部門		51	45	46	47		
うち事業部門		320	325	315	307		
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		516	544	530	493		(0)
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		97.9	99.0	97.4	—		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		99.0	99.3	98.3	—		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算		
国からの財政支出額の推移（百万円）	一般会計（百万円）	10,699	9,645	8,725	10,158		
	うち運営費交付金	6,982	6,882	6,510	6,328		
	うち施設整備費補助金	215	409	374	3,830		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	2	2	2	—		
	うち委託費	3,500	2,352	1,840	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計（特会名）（百万円）	—	—	—	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
うち出資金	—	—	—	—			
計		10,699	9,645	8,725	10,158		
支出額の推移（百万円）		12,086	9,718	9,168	12,954		
収入額の推移（百万円）		13,643	10,251	9,621	12,954		
国の財政支出/収入額（%）		78	94	91	78		
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	32,352	うち流動資産	1,450			
	負債合計	4,176	純資産合計	28,176	うち利益剰余金		336

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業の構造等（平成25年度）	事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)	
				内訳 (名称)	(額)	法人名	額
生物資源の農業上の開発・利用に関する技術の基礎的な調査・研究のうち運営費交付金・施設整備費補助金・自己収入		①次の1～3に掲げる中期目標に示された農業生物遺伝資源の体系的整備のほか生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を実施。 1. 画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備 2. 農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の開発 3. 新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発 ②独立行政法人農業生物資源研究所法第11条の業務の範囲、独立行政法人農業生物資源研究所中期目標の試験及び研究並びに調査に係る研究の推進方向。	6,907	合計	6,907		75
				国費			
				運営費交付金	6,510	(社)日本アイソトープ協会	60
				施設整備費補助金	374	(社)農林水産・食品産業技術振興協会	14
				自己収入	23		
生物資源の農業上の開発・利用に関する技術の基礎的な調査・研究のうち受託収入		①農業生物遺伝資源の体系的整備のほか生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習のうち、国等のプロジェクト等の公募に対し、中期計画に即した共同研究グループを形成するなどして応募し、競争を経て契約した事業を実施。 ②独立行政法人農業生物資源研究所法第11条の業務の範囲、独立行政法人農業生物資源研究所業務方法書	2,242	合計	2,242		
				国費			
				受託収入	2,242		
				自己収入			

※1 「特定関連会社・公益法人への支出」欄は、「公益法人に対する支出に係る公表・点検について（平成24年6月1日事務連絡 内閣官房行政改革推進本部事務局・内閣府大臣房公益法人行政担当室）」に基づく独立行政法人からの契約による支出を掲載（少額随契等による支出を除く）

※2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

〈平成24年度決算合計〉

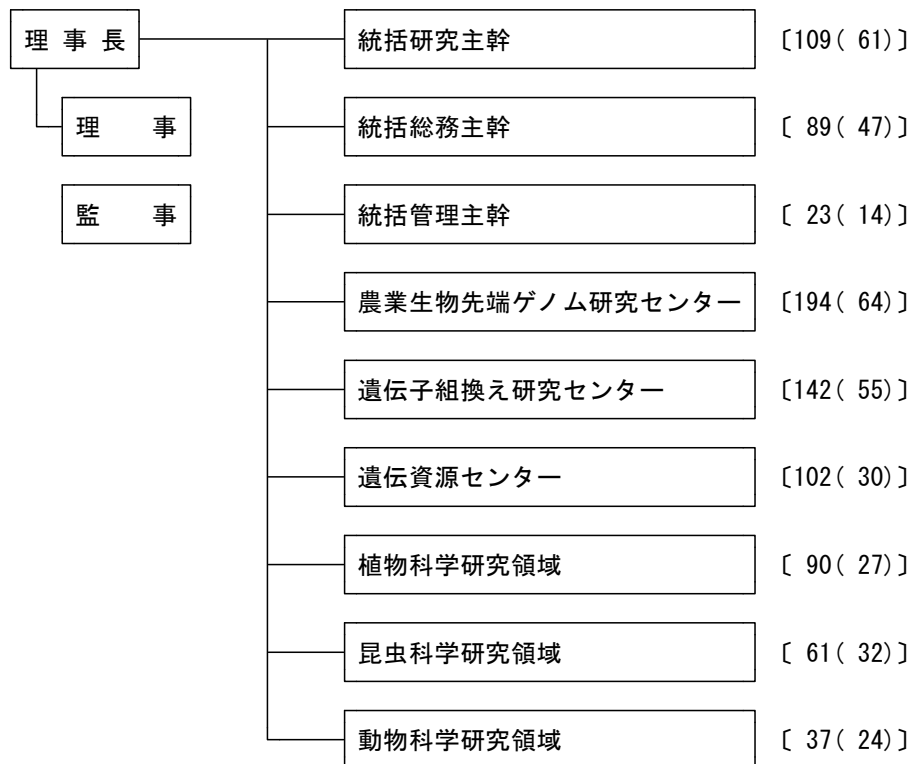
特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		—	—	—
		該当なし	—	—
		—	—	—

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

○組織図及び職員数（平成25年度）

(独) 農業生物資源研究所組織図



※ [] は総職員数、() は常勤職員数である。

所在地：茨城県つくば市

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

- ・当該法人が担う事業は、国の農業施策に即し農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための基礎研究。
 - ・国の農業施策は、「食料・農業・農村基本法」、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）に則り実施されており、その施策に即した「農林水産研究基本計画」（平成22年3月30日農林水産技術会議決定）に示された研究開発のうち、当該法人に担わせるものを独立行政法人農業生物資源研究所法に基づいて主務大臣が中期目標を提示。
 - ・当該法人は、中期目標で提示された目標を達成するために中期計画を策定し、主務大臣が承認。
 - ・当該法人は、以下の業務を実施して成果をあげている。
- ①画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備に関する研究業務では、世界をリードするイネゲノムの完全解読の達成とイネの改良への応用、カイコ及びブタゲノム塩基配列の解読等の成果、農業生物資源ジーンバンクの研究業務では、約24万点の植物遺伝資源等を保有する国内最大のジーンバンクの構築、等の成果
 - ②農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の研究業務では、イネの複合病害抵抗性遺伝子の発見とその利用、害虫の成長を掌るホルモンの解析とその利用による防除技術の開発、等の成果
 - ③新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術に関する研究業務では、遺伝子組換えカイコの絹糸成分による人工血管等の医療用新素材の開発、再生医療研究用や異種移植研究用のモデルブタの開発、等の成果

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

- ・独法制度にともない、法人には研究予算や人員等のリソース配分の裁量権が与えられ、それをもとに重点的な研究体制の構築や緊急な行政対応など、機動的な組織運営が可能となっている。
- ・一方、独法制度下において効率化が求められ、毎年度、一般管理費及び業務経費が削減されており、将来、研究活動、保有する施設・設備の維持管理、運用等に支障が生じることが懸念されている。また、毎年度行われる、多層的な評価が業務負担となっている。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	0300	独立行政法人農業生物資源研究所に要する経費
農林水産省	0302	独立行政法人国際農林水産業研究センターに要する経費
農林水産省	0303	基礎的研究業務(イノベーション創出基礎的研究推進事業)
農林水産省	0305	新農業展開ゲノムプロジェクト
農林水産省	0306	鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発
農林水産省	0308	生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発
農林水産省	0309	国際研究交流の推進に要する経費
農林水産省	0310	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発
農林水産省	0311	アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト
農林水産省	0314	レギュラトリーサイエンス新技術開発事業
農林水産省	0318	画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備
農林水産省	0321	ゲノム情報を活用した家畜の革新的な育種・繁殖・疾病予防技術の開発
経済産業省	0422	バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
庁舎管理業務	研究実験施設等電気・機械設備運転保守管理業務 等	277	テスコ(株) 等
システム関連業務	システム運用支援業務 等	104	日本アドバンス・テクノロジー(株) 等

②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
研究機器の保守等業務	核磁気共鳴装置保守管理業務 等	359	(株)日立ハイテクノロジー 等

※支出一回当たりの額が100万円未満は計上していない。

No.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>・ 先端研究分野で共通する当該法人と農業環境技術研究所を、種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、種苗管理センターと統合することを指摘された。</p> <p>・ 指摘に対する措置として、平成20年に設置された「3法人統合準備委員会」と連携し、新法人の設置法に係る事項についての素案作成、法人間で異なる取組等の整理・調整等の具体的検討を実施した。</p> <p>その後、本計画が凍結となったため、統合に関する検討は中断した。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>・ 農業生物の遺伝資源やバイオテクノロジーを活用した基礎研究を実施している当該法人と、農業環境の保全・改善に関する基礎研究を実施している農業環境技術研究所を統合して、農業研究における先端研究分野の横断的連携を図り、さらに種苗に関する登録品種の一元管理・提供等の任務を担う種苗管理センターを統合する「3法人統合案」は、先端的・基礎的な研究及び権利保護を支える知的基盤の強化につながるものであり、一定の妥当性はあるものとする。</p> <p>しかし、昨今の農業現場のニーズに添っていくために、基礎研究といえどもその成果を現場に反映していくことがより一層重視されている中で、当該統合では十分なニーズに添える体制とは言い難い。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>・ ① 4 研究開発法人（当該法人、農業・食品産業技術総合研究機構、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とすること、② 現在当該法人が有している能力を維持・向上させる観点から、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築すること、を指摘された。</p> <p>・ 指摘に対する措置として、4法人に設置された「4法人統合準備委員会」とともに、① 研究開発型の成果目標達成法人として公益に資する研究開発成果の最大化を図るため、基礎から応用までの研究を総合的に進めることにより統合効果を発揮できる組織を構築するための検討、並びに② ガバナンスを強化するため、役員の分担・責務の明確化を図り、適切な業務運営がなされる組織を構築するための検討を実施した。</p> <p>その後、本基本方針が凍結となったため、統合に関する検討は中断した。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>・ 農業研究分野の中で、基礎研究を主体に実施している当該法人と農業環境技術研究所、応用研究を主体に実施している農業・食品産業技術総合研究機構並びに開発途上地域との国際共同研究を実施している国際農林水産業研究センターを統合する「4法人統合案」は、農業・食品産業に関する基礎から応用分野までの研究を一体的に推進することにより、融合領域においては研究面でのプラス効果が発揮され、研究成果の最大化が期待される。しかし、他の独法との融合によるシナジー効果を期待できない研究領域も多く、各法人が実施している研究の特性（基礎研究、応用研究、国際研究）が異なること及び常勤職員数が3,400人と大規模になることから、実効性のあるガバナンスの確保に向けての課題も多いものとする。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>【政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘】</p> <p>・ 当該法人、農業・食品産業技術総合研究機構、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、研究課題の成果の一層の向上等のシナジー効果を発現させるため、また管理部門の一層の効率化を推進するため、今後、事務及び事業の一体的実施を含めて、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直すことが指摘された。</p> <p>【会計検査院】</p> <p>・ 該当なし</p>
② 対応状況	<p>【政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に対する対応状況】</p> <p>・ 4法人の研究資源を活用した共同研究を効率的・積極的に推進するため、平成23年に研究企画調整室内に研究推進チームを設置するとともに、4法人の研究調整を担当する部長による「研究連絡協議会」を立ち上げ、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改訂等について検討を行った。また、管理部門の効率化の推進のため、平成23年に「4法人事務業務見直し連絡会」を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行い、共同で実施可能な研修等の共同実施や一部の物品購入について一括契約を実施した。</p>

No.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について
 [個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]

・当該法人（生物研）の組織見直しに関しては、研究開発法人として類型化されることが第一である。一方で、農業関係の研究開発業務を担っている他の独立行政法人としては、国内の農業現場や食品産業の問題解決を目指した応用研究を主に担っている農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）、農業環境の保全・改善に関する基礎研究を実施している農業環境技術研究所（農環研）及び開発途上地域を対象とした国際共同研究を実施している国際農林水産業研究センター（JIRCAS）が存在。これら類似する農業研究独法の業務を含め、組織の見直しを考慮する場合には、以下のような効果と留意点が考えられる。

【効果と留意点】

①農業研究独法が統合する場合、農業・食品産業に関する基礎から応用分野までの研究が一体的に推進可能となり、融合領域（例示：生物研のゲノム研究と農研機構の育種研究、農環研の温暖化緩和研究と農研機構の温暖化適応研究等）においては研究面でのプラス効果が発揮され、研究成果の最大化が期待される。

②基礎研究、応用研究及び国際研究では、評価や人事体系等の研究ガバナンスが異なる。このため、これらの法人と統合した場合、基礎研究、応用研究、国際研究の特性に応じたきめ細かなガバナンスが困難となり、効率的・効果的な研究の推進が阻害。

③当該法人を上記法人と統合した場合、多様な分野を抱える巨大な組織となり、人事や施設管理等の管理業務における効率性を確保できないおそれ。

・当該法人の事業は、①国の関与の下で施策の方向に即して長期間継続的に実施することが必要である点、②我が国の農業関係の民間企業や農業生産者の多くは、長期にわたり、かつリスクを伴う研究に投資できるほどの体力はないことから、自己収入で事業を推進することは著しく困難である点、③本事業で得られる研究成果は、公益性が高く、裨益が広く社会全体に及ぶ点から、当該法人の事業は民営化にはなじまないものとする。

No.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

●PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ・農業研究は、現場ニーズに応える出口志向の研究であり、国の施策の方向に即した長期的な対応が求められることから、政策と一体となった研究に対する評価が適切に実施されるよう、主務大臣として農林水産大臣が規定されることが必要ではないか。
- ・農林水産大臣による業績評価結果等に対して第三者機関が実施する点検においては、農業に専門的知見のある者が第三者機関に含まれるようにすることが必要ではないか。
- ・主務大臣と第三者機関による評価という多層的な評価の実施の際には、評価に対する業務負担の増加、いわゆる「評価疲れ」を生じさせないようにすることが必要ではないか。

●財政規律、報酬、給与等の見直し及び情報公開の充実

- ・業績評価の給与への反映の促進に反対するものではないが、法人全体の総人件費は決まっていることから、特筆すべき成果を上げた一部職員への過度な給与査定により、その他の職員の給与水準の低下や新規職員の採用数の減少等、法人全体のパフォーマンスの低下を招くことがない措置（例えば、特筆すべき成果として認められた場合は法人の総人件費を上積みする等）を講じるべきではないか。
- ・調達にあたっては、原則として一般競争入札にすること、随意契約の限度額等の基準を国と同基準にすること等が求められているが、研究開発では、特別仕様の機器等、発注先が限定される調達も多いことから、業務の特性に応じて規律を弾力化すべきではないか。

●研究開発を行う法人への対応について

- ・国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行う際には、行政と一体となって行っている出口志向の基礎研究について適切に評価が実施されるようにする必要があるのではないか。
- ・総合科学技術会議が法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与する際、上記の農業研究の特性を踏まえた評価が行われるようにする必要があるのではないか。